

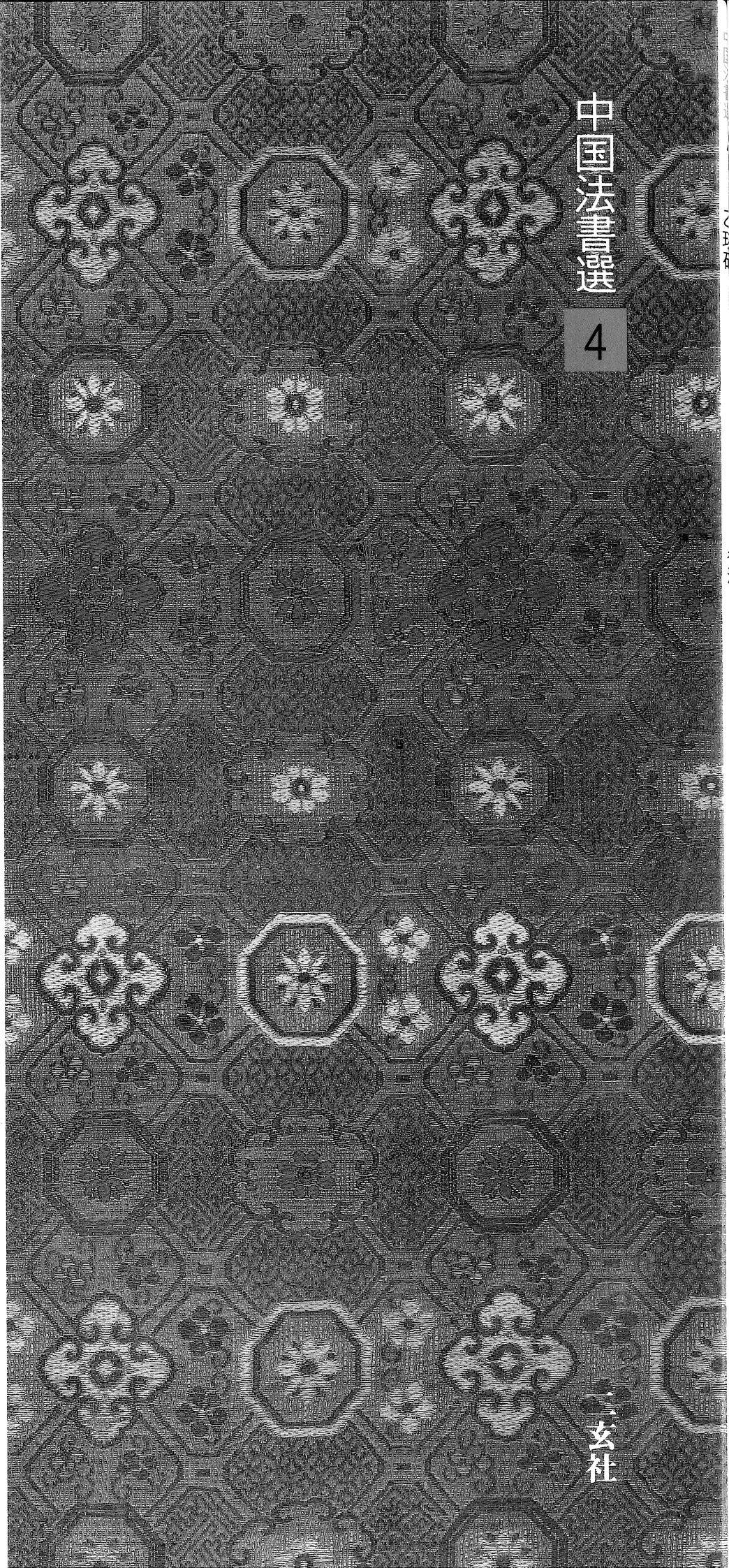
中國法書選

4

玄社

後漢

乙瑛碑



中国法書選 4

乙瑛碑

後漢

一玄社



司徒臣雄司空臣戒稽首言。魯前相瑛
司徒の臣雄 司空の臣戒 稽首して言す。魯の前相の瑛が(書に言う)。



書言。詔書崇聖道。勵學藝。孔子作春秋。
詔書に聖道を崇め、学藝に勵め、孔子は春秋を作り、



制孝經。刪述五經。
孝經を制す。五經を刪述し、易の繫辭を演ぶ。天地を經緯し、
演易繫辭。經緯天地。



幽讚神明。故特立廟。襄成侯四時來祠。
神明を幽讚す。故に特に廟を立て、襄成侯は四時に来たりて祠り、



事已即去。廟有禮器。無常人掌領。請置
事已われば即ち去る。廟に礼器有るも、常人の掌領する無し。請うらへは



百石卒史一人。典主守廟。春秋饗禮。財
百石卒史さくし一人を[置き]、守廟を典主せしめ、春秋に饗礼きょうらいするに、財は



出王家錢。給犬酒直。須報。謹問大常。祠
王家の錢を出だし、犬酒の直を給せんことを。須らく報すべし。謹みて太常に問うに、



曹掾馮牟史郭玄辭對。
〔祠〕曹掾・馮牟史・郭玄
辭對すらく、故事辟雍の礼
未だ



行。祠先聖師。侍祠者。孔子子孫。大宰大
行なわれず。先聖・師を祠るに、祠に侍る者は、孔子の子孫、
大宰・太太祝〔祝令〕



祝令各一人。皆備爵。太常丞監祠。河南
各おの一人。皆な爵を備う。太常の丞は祠を監し、
河南



尹紹牛羊豕雞馬犬各一。大司農給米
〔河南の〕尹は牛・羊・豕・雞・馬・犬各一を給し、大司農は米〔穀〕を給す。



祠。臣愚以爲。如瑛言。孔子大聖。則象乾
臣愚以為えらく、瑛の言の如じと。孔子は大聖にして、乾[坤]に則象し、



爲漢制作。先世所尊。祠用衆牲。長吏
漢の為に制作す。先世の尊ぶ所なり。祠るに衆牲を用い、長吏は

長吏



備爵。今欲加寵子孫。敬恭廟祠。傳于罔
爵を備う。今寵を子孫に加え、敬恭して明祀し、罔極に伝えんと欲せんこと、



極。可許。臣謗魯相爲孔子廟置百石卒許す可し。臣謗うらくは魯相は孔子廟の爲に百石卒〔史一人〕を置き、



史一人。掌領禮器。出王家錢。給犬酒直。
礼器を掌領し、王家の錢を出だし、犬酒の直を給し、



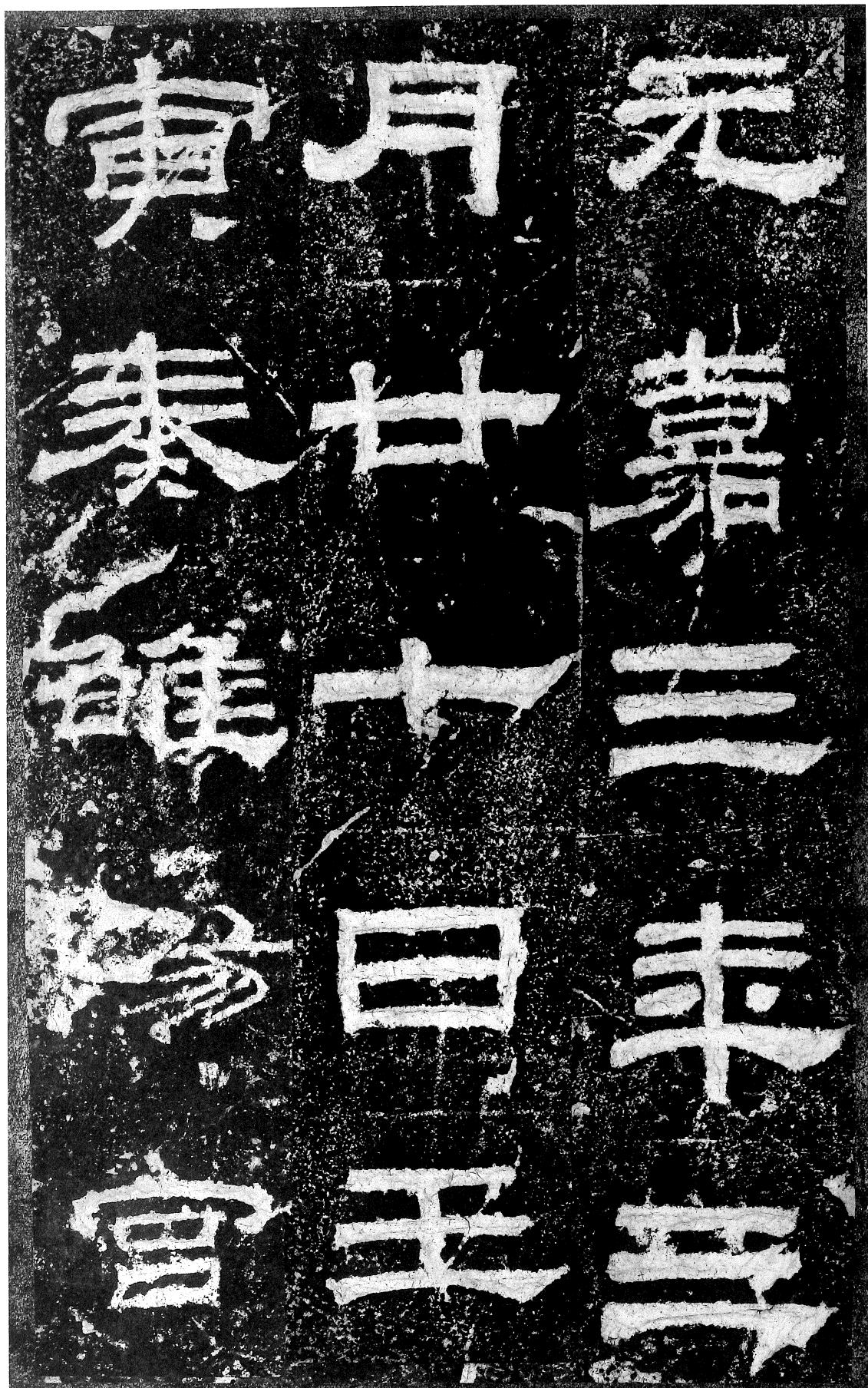
他如故事。臣雄臣戒。愚贊誠惶誠恐。頓
他は故事の如くせんことを。臣雄、しんゆう臣戒、くんかい愚贊誠惶誠恐、ぐわいせうせうせうせう頓



首頓首。死罪死罪。臣稽首以聞。
〔頓〕首頓首、死罪死罪。臣
稽首して以て聞す。



制曰可。
司徒公河南原武吳雄字季高。
元嘉二年二月二十七日壬寅、
雒陽宮に奏す。



*元嘉三年三月廿七日壬寅。奏雒陽宮。
司徒公・河南原武の吳雄。字は季高。



司空公蜀郡成都趙戒字意伯。元嘉三
司空公・蜀郡成都の趙戒。字は意伯。
元嘉三年



年三月丙子朔廿七日壬寅。
三月丙子朔二十七日壬寅。司徒雄司



空戒下魯相。承書從事。下當用者。
〔司〕空戒 魯相に下す。書を承け事に従い、當に用うべき者に下せ。

選其



年卅四上。經通一藝。雜試通利能奉弘。
〔其の〕年四十以上、經は一藝に通ずるを〔選び〕、利に通じ能く〔先聖の礼を〕奉じ弘め、



先聖之禮。爲宗所歸者。如詔書。書到言。
宗の帰する所と為る者を雜試すること、詔書の如くせよ。書到らば言せ。



永興元年六月甲辰朔十八日辛酉。
永興元年六月甲辰朔十八日辛酉。魯



相平行長史事下守長擅。叩頭死罪。
〔魯〕相の平、行長史事・下守長の擅、叩頭死罪、
敢えて



言之。司徒司空府王寅詔書。爲之を言う。司徒司空府の王寅詔書に、





年卅以上。經通一藝。雜試龍奉弘先聖
年四十以上、經は一藝に通ずるを〔選び〕、能く先聖〔の礼〕を奉じ弘め、



之禮。爲宗所歸者。平叩頭叩頭。死罪死
宗の帰する所と為る者を雜試せよとあり。平叩頭叩頭、死罪死〔罪〕、



罪。謹案文書。守文學掾魯孔龢。師孔憲。
謹みて文書を案じ、守文學掾・魯の孔龢・師・孔憲、



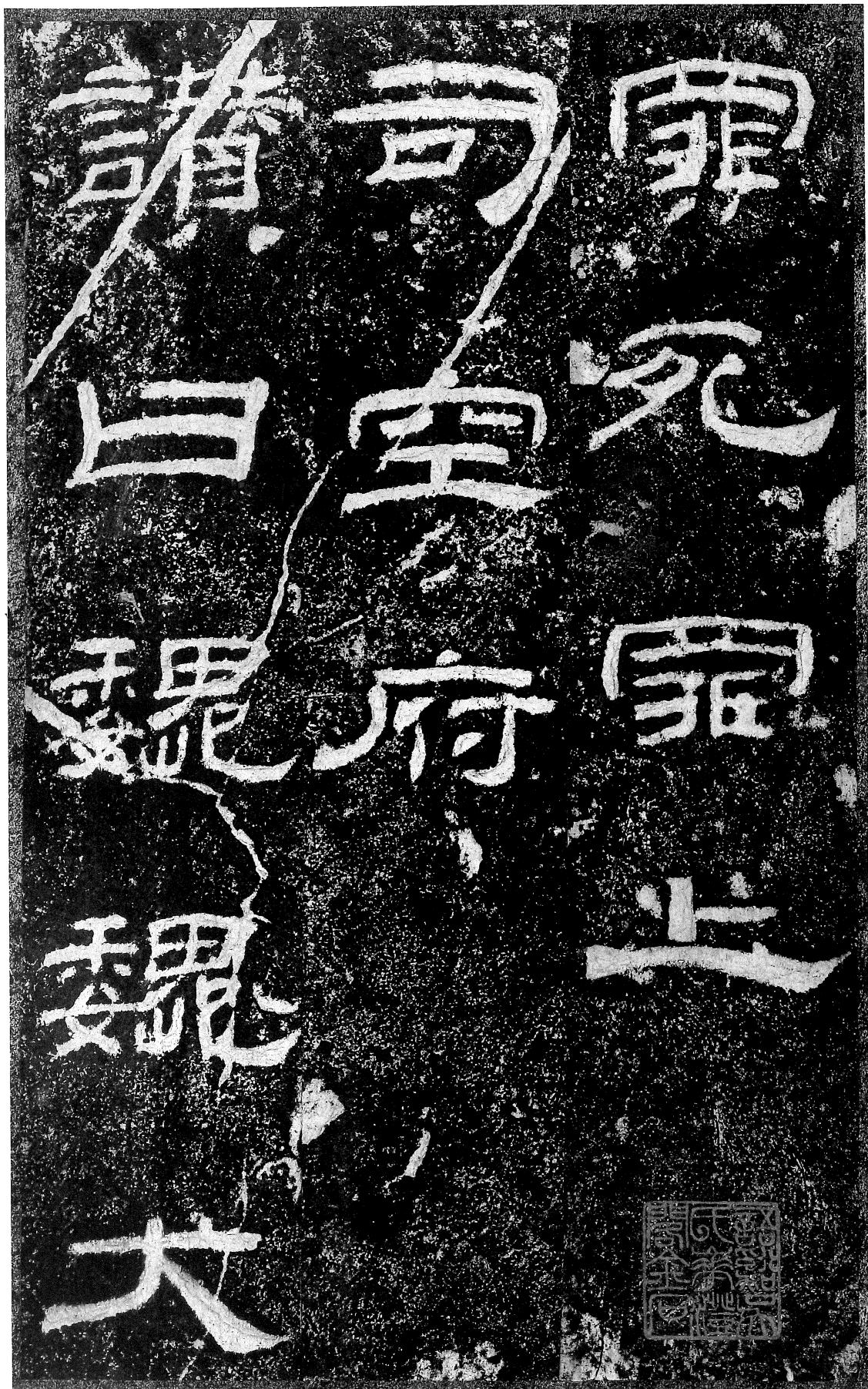
戸 曹史 孔寬 等 雜試。 紮脩春秋嚴氏。 經
戸 曹史・孔寬等 雜試す。 紮は春秋嚴氏を脩め、 經は

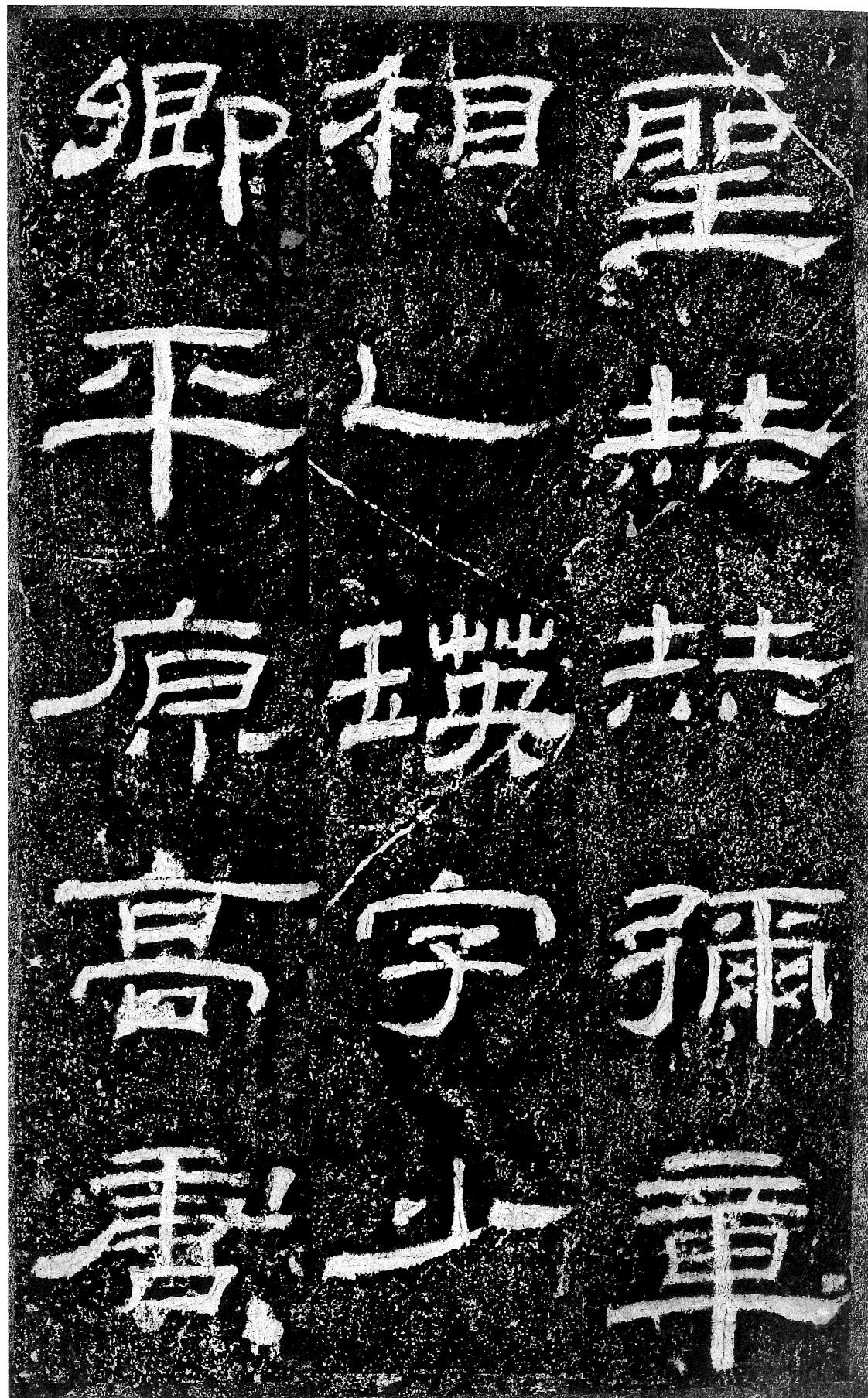


通高第。事親至孝。能奉先聖之禮。爲宗
通じて高第。親に奉えて至孝。能く先聖の礼を奉じ、宗の〔帰する所と〕為る。



所歸。除蘇。補名狀如牒。平惶恐叩頭。
蘇を除す。補名の状は牒の如し。平惶恐叩頭、
死





聖。赫赫彌章。相乙瑛字少卿。平原高唐
赫々として弥いよ章らかなり。相の乙瑛字は少卿、平原高唐の〔人〕。



人。令鮑疊字文公。上黨屯留人。政教稽
令の鮑疊字は文公、上党屯留の人。政教は「古」を稽え、



古。若重規矩。乙君察舉。守宅除吏。孔子
規矩を重んずるが若し。乙君は察舉し、宅を守りて吏を除す。



十九世孫麟。廉請置百石卒史一人。鮑
〔孔子〕十九世の孫 麟^{ルイ}。百石卒史一人を置かんことを
廉請す。



君造作百石吏舍。功垂无穷。於是始□。
〔鮑〕君は百石の吏の舎を造作す。功は无穷に垂れ、是に於いて始□。

解説

西林昭一

乙瑛碑は、後漢の元興元年（103）の立碑で、いまも山東省曲阜市の孔子廟内東廡「漢魏碑刻陳列室」（通称「孔廟碑林」）に、礼器碑、孔宙碑、史晨碑などとともに列置されている。

原石は二六〇×一二九cm。題額はない。碑文は一八行、行四〇字。もと全文で七六六字を入れたものであるが、碑陰には刻字をみない。この碑の呼称には、魯相置孔子廟卒史碑をはじめ、魯相乙瑛請置百石卒史孔龢碑、孔廟置守廟百石卒史碑など十数種あるが、乙瑛碑の略称でよく知られている。ただし乙瑛の頌徳碑ではなく、孔子廟に百石卒史（俸禄高百石の役人）を制置するにいたつた経緯を、詔勅の全文を刻して後世に示したものである。

詔勅の中心部は、八行目に、一字分高くしかも重々しく書かれた「制曰可」（裁可された詔書を示す句）から、一六行目「上司空府」である。この前段には、乙瑛の具申で、司徒吳雄、司空趙戒が上奏した全文、後段には、詔書通達への結果を復命した魯相平の公文書などを添えたもので、後漢時代における官制のしくみの一端を知る石刻史料——居延簡にも具体例はある——としても、貴重である。

この書は、八分隸の一典型として、ことに清の乾隆・嘉慶期以後に重んぜられた。碩学の王澍や翁方綱は、変化の妙をそなえた礼器碑を漢隸第一の座に据えるが（中国法書ガイド⑤参照）、王澍は、謹厳な史晨碑で隸書の基礎を正し、雄古なるこの乙瑛碑によつて、隸法の拡充をはかるべきであると推賞している。乙瑛碑の書風は、間架結構にゆるみがなく重厚である。それでいて窮屈ではなく、大らかにかまえて充実している。

なお碑文末行の左に、楷書一行で「後漢鐘太尉書。宋嘉祐七年（103）張稚圭按図題記」の款識を刻入している。すなわち、張稚圭なる者が図經によつて、この碑が鍾繇の書であることをいうものである。ただし宋代以来の金石学者は、付会の説だとして斥けている。

拓的新旧については、王壯弘『増補校碑隨筆』、張彦生『善本碑帖錄』に詳しい。後者によれば、二玄社・原色法帖選本（北京故宮博物院蔵）は、明代中期の古拓で、質厚の趣をそなえているという。ただし、重い用墨に瑕疵がある。その点、梅鑄旧蔵の明末拓である本書は、字口や筆路がよくわかり、臨本としては恰好のテキストであろう。